

議案第6号

阿見町行政組織条例の一部改正について

阿見町行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町行政組織条例の一部を改正する条例

阿見町行政組織条例(昭和61年阿見町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号に次のように加える。

カ 情報政策に関すること。

キ 行政改革に関すること。

第3条第2号中エを削り、オをエとし、カをオとし、キを削り、クをカとし、ケをキとし、コをクとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

阿見町行政組織条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町長公室 ア～オ (略)</p> <p>(2) 総務部 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 情報政策に関すること。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p><u>キ 行財政改革に関すること。</u></p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町長公室 ア～オ (略)</p> <p><u>カ 情報政策に関すること。</u></p> <p><u>キ 行政改革に関すること。</u></p> <p>(2) 総務部 ア～ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	

## 議案第6号 説明資料

### 阿見町行政組織条例の一部改正について

#### 【改正の理由】

社会情勢の変化や住民ニーズに対応し、住民サービスの更なる向上を目指すため、組織機構の一部見直しを行うことから、現行条例の一部について所要の改正を行うもの。

#### 【改正の概要】

第3条関係・・・総務部の事務分掌から「情報政策に関すること。」及び「行財政改革に関すること。」を削除し、町長公室の事務分掌に「情報政策に関すること。」及び「行政改革に関すること。」を加える。

#### 【施行年月日】

この条例は、令和6年4月1日から施行する。